

和泉中央連合自治会 2 月度定例会

令和 7 年 2 月 23 日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

- (1) 令和 7 年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について
(泉区社会福祉協議会) ……資料 1●
<広報よこはま掲載：なし>
- (2) 第 5 期泉わくわくプラン地区別計画の策定について
(泉区社会福祉協議会) ……資料 2
<広報よこはま掲載：なし>
- (3) 「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について
(泉区社会福祉協議会) ……資料 3●
<広報よこはま掲載：なし>
- (4) 令和 7 年度家庭防災員研修について
(泉消防署総務・予防課) ……資料 4★
<広報よこはま掲載：なし>
- (5) 令和 7 年国勢調査員の推薦について
(政策経営局統計情報課・泉区総務課) ……資料 5●
<広報よこはま掲載：なし>
- (6) GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について
(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・泉区区政推進課) ……資料 6★
<広報よこはま掲載：あり (3 月号) >
- (7) 広報紙の配布について
(政策経営局広報課、議会局秘書広報課・泉区区政推進課) ……資料 7★
<広報よこはま掲載：なし>
- (8) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果の報告について
(健康福祉局地域支援課・泉区福祉保健課) ……資料 8★
<広報よこはま掲載：なし>
- (9) 令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について
(健康福祉局地域支援課・泉区福祉保健課) ……資料 9●
<広報よこはま掲載：なし>
- (10) 地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い
(泉土木事務所) ……資料 10★
<広報よこはま掲載：なし>

(11) 令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について
(市民局地域防犯支援課、市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料11★
<広報よこはま掲載：なし>

(12) 自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について
(市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料12★
<広報よこはま掲載：なし>

3 その他

(13) 泉区自治会町内会区域図について
(泉区連合自治会町内会長会) ……資料16★
<広報よこはま掲載：なし>

(14) 令和6年度 泉区交通安全功労者表彰に係る被表彰者の決定について
(泉区地域振興課) ……資料17
<広報よこはま掲載：なし>

(15) 泉スポーツセンター空調設置工事に伴う全館休館について
(泉区地域振興課) ……資料18
<広報よこはま掲載：あり(7月号)>

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

4 各部会報告

保健衛生部 防犯部 防災部 交通安全部 福祉厚生部
文化部 スポーツ部 子ども育成指導部 環境部

5 和泉中央連合議題

(1) 令和7年 年次総会について

=次回のご案内=

3月23日(日) 定例会 9:30~ 泉中央公園集会所にて

以上

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 今村 后得

令和7年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会」並びに「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、引き続きのご支援とご協力を賜りたく、令和7年度のご依頼予定額をご案内させていただきます。

記

1 ご依頼予定額について

- (1) 日本赤十字社泉区地区委員会 一世帯あたり 200 円
- (2) 泉区更生保護協会 一世帯あたり 20 円
- (3) 神奈川県共同募金会泉区支会 一世帯あたり 315 円
(内訳：広域募金 160 円、地域募金 135 円、年末たすけあい 20 円)
- (4) 泉区社会福祉協議会賛助会費 一口 1,000 円 (加入世帯数の 10%を目安)

※賛助会費のご依頼予定額の算出につきましては、令和7年度より、自治会町内会加入世帯数の「7.5%」から「10%」へご協力の目安を変更いたします。

※各団体の総会や委員会において承認後、改めてご依頼させていただきます。

2 各種募金資材数のアンケートについて

各種募金のご依頼に際し、各自治会町内会へ領収書等資材をお送りさせていただきます。アンケートに必要数等確認事項を記入のうえ、3月21日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

以上

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛
泉区更生保護協会：坂巻 ひなた
神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝
泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 永夏
電話：802-2150 FAX：804-6042

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区社会福祉協議会

自治会町内会会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 今村 后得

令和7年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会」「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、令和7年度につきましても引き続きのご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

各種募金のご依頼に際し、領収書等資材をお送りさせていただいておりますが、年度末でお忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、必要数等確認事項をアンケートにご記入のうえ、3月21日(金)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛
泉区更生保護協会：坂巻 ひなた
神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝
泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 永夏
電話：802-2150 FAX：804-6042

令和7年度泉区連合自治会町内会 各種募金ご依頼内容(予定)

募金種別		日本赤十字社	更生保護協会	賛助会費	共同募金
ご依頼時期		4月	7月	7月	9月
使いみち		・県内の災害救護事業 ・区内の火災等被災者への見舞金交付と地域福祉活動への助成金	・「社会を明るくする運動」における啓発展や泉区集会等事業 ・泉保護司会と泉区更生保護女性会の活動費	・区内の福祉事業、ボランティア活動推進事業 ・地区社協で行われる各種事業や運営経費	・区内の福祉活動やボランティア活動への配分 ・県内の福祉施設等の備品購入や改修費
1世帯あたりの目安額		200円	20円	100円 (1口1,000円×10%)	315円
中 川	5,472世帯	1,094,400円	109,400円	541,000円	1,723,680円
緑 園	4,611世帯	922,200円	92,200円	458,000円	1,452,465円
新 橋	2,522世帯	504,400円	50,400円	249,000円	794,430円
和泉北部	2,661世帯	532,200円	53,200円	258,000円	838,215円
和泉中央	6,214世帯	1,242,800円	124,200円	615,000円	1,957,410円
下和泉	1,921世帯	384,200円	38,400円	190,000円	605,115円
富士見が丘	2,722世帯	544,400円	54,400円	271,000円	857,430円
上飯田	3,303世帯	660,600円	66,000円	325,000円	1,040,445円
上飯田団地	1,128世帯	225,600円	22,500円	107,000円	355,320円
いちょう団地	1,738世帯	347,600円	34,700円	172,000円	547,470円
中 田	9,889世帯	1,977,800円	197,700円	978,000円	3,115,035円
しらゆり	1,674世帯	334,800円	33,400円	165,000円	527,310円
連合合計	43,855世帯	8,771,000円	876,500円	4,329,000円	13,814,325円
連合未加入	1,752世帯	350,400円	34,600円	171,000円	551,880円
合計	45,607世帯	9,121,400円	911,100円	4,500,000円	14,366,205円

※ ここにお示した金額は、令和6年4月1日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

※ 更生保護協会は、百円未満切り捨てとなっております。入金は、各連合ごとをお願いしております。

※ 賛助会費は、千円未満切り捨てとなっております。

【見本】 < No. > 地区 < 地区名 >

別紙アンケート

令和7年2月吉日

〇〇自治会 会長 様

同封の返信用封筒にてご返送ください。 ※3月21日(金)必着

1 令和7年度各種資材の配送先について

各種資材(日赤・共同募金・賛助会費)の配送先をご指定ください。

(下記の1～3のいずれかに○をして下さい)

1 会長宅 ※この手紙をご送付した会長宅へお届けします。

2 新会長宅 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

3 その他 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

2 日赤募金、共同募金について

・必要数を記入してください。(記入のない場合は0として取り扱います。)

資材名	送付数の基準(参考)	令和6年度送付数		令和7年度必要数	
		日赤	共同募金	日赤	共同募金
領収書 (枚)	加入世帯数				
委嘱状 (枚)	班数				
募金封筒 (枚)	班数				
会員門標 (枚) (日赤のみ)	加入世帯数				
パンフレット(枚)(日赤のみ)	班数				
チラシ (枚) (日赤のみ)	加入世帯数				
リーフレット(枚)(共募のみ)	加入世帯数				
ポスター (枚)	掲示板数				

3 賛助会費について

・必要数を記入してください。(記入のない場合は0として取り扱います。)

資材名	基準の送付数(参考)	令和6年度送付数	令和7年度必要数
領収書 (枚)	加入世帯数		
募金封筒 (枚)	班数		

- ◆ ご回答のない場合は、令和6年度の実績数で送付させていただきます。
- ◆ 年度途中で資材送付数等の変更がありましたらご連絡ください。

地区連合自治会町内会長 様

横浜市泉区社会福祉協議会事務局長
横浜市泉区福祉保健課長

第5期泉わくわくプラン地区別計画の策定について（協力依頼）

日頃より、泉区の地域福祉保健活動にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、第4期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の推進4年目となり、各地区におかれましては、地区別計画に基づき、さまざまな活動に取り組まれていることと存じます。

次年度（令和7年度）は、第4期計画の最終年度となり、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定年度になります。すでに、各地区の地福計画推進委員会または地区社協などが中心となって策定の検討を進めていることと存じますが、地域の幅広い意見を地区別計画に反映できるよう、第5期計画の策定に向けた話し合いにご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 地区別計画策定主体について

各地区の地福計画推進委員会または地区社協などが中心となって策定にむけた検討をしています。また、地域支援チームが適宜ご支援いたします。

2 第5期泉わくわくプラン地区別計画策定スケジュール、留意事項について

添付資料の「第5期 泉わくわくプラン『地区別計画』策定について（第5期地区別計画策定支援マニュアル）」をご確認ください。

3 第5期泉わくわくプラン冊子完成時期

令和8年3月（予定）

【担当】

■ 泉区社会福祉協議会 松宮、丸山

電話：802-2150 FAX：804-6042

■ 泉区役所 福祉保健課 大井、坂川

電話：800-2433 FAX：800-2516

第5期 泉わくわくプラン「地区別計画」策定について

(第5期地区別計画策定支援マニュアル)



【泉わくわくプランとは】

泉わくわくプラン(泉区地域福祉保健計画)は、地域に住む誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちを目指し、地域住民と関係団体、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ)などが連携して地域の福祉保健の課題解決に協働して取り組み、身近な地域での支え合いの仕組みづくりを進めることを目的とした計画です。

第5期計画期間 : 令和8年度～令和12年度(5か年)

計画の構成 : 「区計画」(泉区全体)

「地区別計画」(連合町内会自治会・地区社会福祉協議会のエリア)

【地区別計画とは】

地域住民が主体的に計画を策定し、地区ごとの課題解決に向けて地域住民主体の取組を進めます。計画の推進にあたっては、各地区の推進組織が中心となって毎年度振り返り、次年度以降の取組に反映します。

【地域支援チームとは】

地域が抱える様々な課題に対して、地域に関係する機関が一体的に取り組むことができるように、泉区内12地区に地域支援チームが組織されています。チームメンバーは、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの3者です。

泉わくわくプラン地区別計画の策定・推進についても、地域と地域支援チームが連携して取り組んでいきます。



【事務局・お問合せ】

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 TEL 045(802)2150

泉区役所 福祉保健課 事業企画担当 TEL 045(800)2433

泉わくわくプラン(泉区地域福祉保健計画)地区別計画策定スケジュールと留意事項

【地区別計画の作成について】

○ 仕様

- ・ A4 両面 カラー印刷

○ デザイン

- ・ 令和7年9月以降にデザイン会社に依頼するため、8月末までに原稿データを提出
- ・ レイアウトや大まかなデザインイメージは地区で話し合い決めておく
- ・ 写真の枚数制限なし
- ・ イラスト、図、グラフなどを入れる場合は調整が必要なため、事前に相談する
- ・ いずちやんのイラストは自由に使用可



○ 提出方法

- ・ 出来るだけ Word での作成が好ましい
- ・ 手書き原稿、PDF 原稿での提出は不可
- ・ 写真はデータで提出 (Word 貼りつけ等は不可)

○ かならず掲載する内容

- ① 第5期〇〇地区地域福祉保健計画 (令和8年～12年度)
 - ② 策定事務局名
 - ③ 第4期で取り組んだこと (成果や課題)
 - ④ 第5期計画
- 「基本理念」、「5年後のめざす姿 (例：〇〇地区がめざす町)」、「活動目標・具体的な取組」

【スケジュール例】

12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～12月
策定の進める準備	第4期振り返り・地域での話し合いの準備			地域で話し合い・目指す方向性の整理	紙面構成	提出	紙面確認		
「地区別計画策定に向けた研修会」の開催 12/23(月)	① 第5期計画策定の流れを確認 ② 第4期の振り返り			③ 地域で話し合いを行う	④ 紙面構成の確認	⑤ 原稿のデータ提出 (8月末締切)	⑥⑦⑧ 初稿～完成		
① 第5期計画策定の流れの確認	② 第4期の振り返り			③ 地域で話し合いを行う	④ 紙面構成の確認	⑤ 原稿のデータ提出 (8月末締切)	⑥⑦⑧ 初稿～完成		
○ 策定までの全体のスケジュールと進め方を決めます。	○ 振り返りの際は、課題に目が行きがちですが、取組の中でできたこと、地域の変化、その中から見えてきたことに着目しましょう。			○ 策定に当たっては、地域活動団体、当事者団体など住民からより幅広い声を聴けるよう、話し合いの場の作り方や参加のメンバーについて検討しましょう。	○ 紙面の掲載内容・レイアウト・デザインの案等について話し合い、提出に向けた原稿データを作成していきます。	○ 原稿・写真、デザイン(案)をデータで提出	○ 10月末～11月末 初稿確認・修正 ○ 業者がデザインした紙面の確認をしていきます。	○ 11月末～12月末 2校、3校確認	○ 令和8年1月 校了
○ 策定までの役割分担のすり合わせを行います。(話し合いの場の出席依頼、必要資料の準備、紙面構成案の作成者や、いつ紙面構成案を確認するか など)	○ 話し合いの場を持ち方(メンバー、テーマなど)を決め、話し合いに出席してもらおう各団体へ依頼します。			○ 話し合いの場に必要、模造紙、ふせん、マジックなど、必要な備品について支援チームで用意します。	○ 原稿・写真、デザイン(案)をデータで提出	○ 原稿・写真、デザイン(案)をデータで提出	○ 10月末～11月末 初稿確認・修正 ○ 業者がデザインした紙面の確認をしていきます。	○ 11月末～12月末 2校、3校確認	○ 令和8年1月 校了

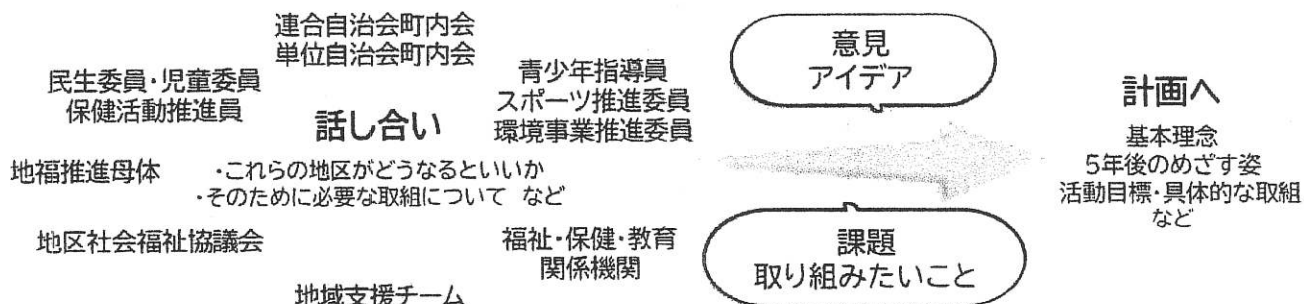


令和8年2月
第5期泉わくわくプラン冊子完成

第5期地区別計画策定にあたっての 地域の話し合いの場づくりについて（参考）

(1) 話し合いのメンバー

策定に当たっては、地域福祉保健計画推進母体だけでなく、地域活動団体、当事者団体など幅広い声を聴けるよう話し合いを行います。互いに支え助け合うことのできる地域づくりに向け、話し合いを通じた「地域課題」や「めざすまちの姿」の住民同士の共有は、計画策定はもとより、その後の計画推進にとって非常に重要です。



※ 話し合いのメンバーは一例です。地区の実情に応じて検討をお願いします。

(2) 話し合いの場に向けて決めておくこと

ア 事前準備について

日時・参加者・会場、参加依頼方法 など

イ 話し合いの内容について

当日の流れ、意見交換のテーマ、第4期振り返りについての説明内容、グループワークの方法 など

ウ 当日の役割分担について

全体の司会進行、趣旨説明などの説明者、グループワークの際の進行や記録役 など

【参考】進め方の例（90分を想定した場合）

	実施項目	時間(分)	内容
1	趣旨説明	5	地区向けの意見交換の趣旨説明
2	地域情報の説明	10	地区のデータ・意識調査結果について説明 ※ 地域支援チームから説明を行います。
3	第4期振り返り	10	第4期の地区別計画の内容と振り返り(実施内容・課題等)について参加者へ共有
3	意見交換	50	テーマ例 ・これからの地区がどうなるといいか ・そのために必要な取組について ※ テーマの内容は各地区の話し合いの回数等で要検討 ※ 4~6人程度を1グループとすると話しやすい。 ※ まずはそれぞれの参加者が付箋に書き、発言をしながら模造紙に貼るスタイルでまとめると、たくさんの意見を集約できる。
4	意見全体共有まとめ	15	各グループで出た意見を全体に共有する→計画の具体化
5	おわり		次回(ある場合)の案内 意見集約後の流れについて説明



資料3

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 山口 賢(泉区長)
泉保護司会
会長 神田 文雄
泉区更生保護女性会
会長 市川 千栄子

「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会づくりや、更生保護活動にご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、泉区更生保護協会に係る会費納入をはじめ、「社会を明るくする運動」の周知啓発にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

この度、「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」を発行いたしました。ご多用の折誠に恐縮ですが、ご高覧いただければ幸いです。

【事務局】

泉区社会福祉協議会
電話：802-2150
担当：坂巻

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
阿部 英弥

令和7年度家庭防災員研修受講者の募集について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、自らの家庭を守るための知識や技術を身につけていただくとともに、「共助」の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動の担い手として活躍していただくため、家庭防災員研修会を実施しております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、令和7年度研修受講者の募集について、自治会町内会からの推薦および別添のチラシを回覧していただき本研修の周知をお願いします。

1 申込方法

(1) 自治会町内会からの推薦による申込

今まで通り、各自治会町内会長から消防署に推薦をいただく方法です。

各自治会町内会から推薦により申し込む場合は、家庭防災員研修受講者推薦書(第1号様式)に御記入のうえ、郵送、メール、FAX、持参にて泉消防署まで提出をお願いします。

(2) 個人からの応募による申込

個人で泉消防署に直接申し込む方法です。具体的な申込方法は、別添のチラシを御確認ください。

2 募集人数

人数の定めはありません。

3 募集要件

満15歳以上の泉区内在住の方

4 研修会の日程等

令和7年度の家庭防災員研修会は、各研修区分について1回の受講とし、合計3回受講していただくように計画しております。詳細につきましては、別添のチラシを御確認ください。

裏面あり

令和7年 9月 9日

5 申込期限

自治会町内会からの推薦、個人からの応募、どちらの申込方法の場合も、令和7年5月15日（木）まで

6 その他

- (1) 今年度も、家庭防災員地区代表は募集いたしません。
- (2) 御提出いただいた氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。
- (3) 期限までに推薦書を提出できない場合は、担当まで御相談下さい。
- (4) 推薦された方、個人で申し込みされた方にはこちらから各研修の一か月前程度に郵送でご案内いたします。
- (5) お問い合わせは、担当あて平日午前8時45分から12時、午後1時から午後5時までにお問い合わせいたします。

7 同封書類等

- (1) 家庭防災員研修受講者募集チラシ
- (2) 家庭防災員研修受講者推薦書（第1号様式）

担当：泉消防署総務・予防課予防係 藤木・青柳
電話：045-801-0119 内線 30・35
FAX：045-801-0119
メール：sy-izumi-yobo@ciy.yokohama.lg.jp

地区連合自治会町内会長 様
自治会・町内会長 様

横浜市泉区長 山口 賢

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

日頃から、区政の推進及び各種統計調査の実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いしますとともに、添付資料「国勢調査員の推薦にあたって（資料1）」を御確認いただき、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

〈お願いしたいこと〉

【地区連合自治会町内会長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【自治会・町内会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※関係資料一式は、各自治会・町内会長宛に直接送付します。

1 推薦依頼数

- ・調査区数 _____ 調査区分
(調査区域は別添の「調査区地図(資料6)」を御覧ください。)
 - ・調査員数 _____ 人 (うち2調査区分を御担当いただく調査員数 _____ 人)
(調査員数の詳細は別添の「調査員推薦名簿(資料2)」を御覧ください。)
- ※(参考) 泉区全体 調査区数：1228 調査区、依頼調査員数：約750人

2 提出書類

各自治会・町内会長から「調査員推薦名簿(資料2)」と「令和7年国勢調査員調査員就任承諾書(資料3)」を4月18日(金)までに総務課統計選挙係宛に御提出ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

- ・1調査区(約50世帯)で42,000円程度(前回実績)
 - ・2調査区(約100世帯)で78,000円程度(前回実績)
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

6 添付資料

- (1) 国勢調査員の推薦にあたって（資料1）
- (2) 調査員推薦名簿（資料2）【提出書類】
- (3) 令和7年国勢調査員就任承諾書（資料3）【★】【提出書類】
- (4) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い（資料4）【★】
- (5) リーフレット（資料5）【★】
- (6) 調査区地図（資料6）（該当部分を添付しています。）

※ 各自治会・町内会長から御推薦いただく調査員の方にお渡しいただく書類は【★】です。

※ 【★】資料については、御推薦いただく人数分同封しております。

問合せ 泉区役所総務課統計選挙係

電話：800-2315

FAX：800-2505

国勢調査員の推薦にあたって

○ 調査員について

1 調査員の身分

総務大臣が任命する非常勤一般職国家公務員です。 ※任命期間：9月1日～10月31日の2か月間

2 調査員報酬

調査員報酬は、均等割額と調査世帯数に応じた世帯割額の併給支給となります。

前回実績では、1調査区（約50世帯）で42,000円程度、2調査区（約100世帯）で78,000円程度です。
（実際にお支払いする際に前後する場合があります。）

○ 調査員推薦について

1 調査区について

- (1) 調査区域の見直しを行いましたので、前回調査と範囲が変更になっている調査区があります。
- (2) 調査員の担当区域は地図の赤線で囲まれた区域で、赤線囲み範囲が1調査区になります。地図の調査区番号は調査員推薦名簿の調査区番号と一致します。
- (3) 2調査区・・・地図上で調査区番号どうしを青色で丸囲みし結んである調査区になります。（○—○の印になっています。）また、推薦名簿には2調査区のところに } の印をしてあります。
1調査区・・・地図上で調査区番号に青色で○をつけています。
- (4) 自治会・町内会の区域をまたがって調査を依頼している場合がありますが、調査区域設定の事務処理上、自治会・町内会の区域に合せた対応が困難ですので、ご理解ください。

2 提出書類等

会長から調査員に書類をお渡しいただき、取りまとめのうえ区役所へご提出ください。

(1) 会長から調査員の方にお渡しいただく書類

- ① 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い・・・ 1 部
- ② 令和7年国勢調査員就任承諾書・・・ 1 部
- ③ リーフレット・・・ 1 部
- ④ 就任承諾書封入用封筒・・・ 1 部

(2) 調査員の方から会長に提出していただく書類

- ① 令和7年国勢調査員就任承諾書・・・ 1 部（2調査区を担当する方でも1部）

※ 調査員の方には、承諾書に縦4cm×横3cmの写真を貼付し、封筒表面に調査区番号、氏名を記入の上、封入して提出するように会長からご案内願います。

(3) 会長から区役所に提出していただく書類

- ① 令和7年国勢調査員推薦名簿・・・ 1 部
- ② 令和7年国勢調査員就任承諾書の入った封入用封筒・・・ 調査員の人数分

※ ①の推薦名簿については、②の封入用封筒に記載された調査区番号、氏名をもとに、作成をお願いいたします。

3 提出時期

令和7年4月18日（金）までにご提出をお願いします。

※ 同封のレターパックをご利用ください。

4 提出先

〒245-0024 泉区和泉中央北5丁目1番1号
泉区役所 総務課 統計選挙係
電話800-2315

《例》

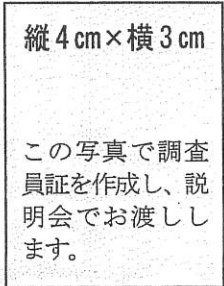
令和7年国勢調査員推薦名簿

1 あおば自治会

調査区番号	世帯概数	調査員氏名	備考
1018	66		
1019	47	}	}
1020	51		

2調査区で
おひとりの推薦を
お願いします。

【調査員証用写真貼付場所】



令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。
 また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

○写真は6か月以内に撮影した
 ・無帽
 ・正面向き
 ・胸部以上
 のものです。
 ○すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
 ○写真の裏面に氏名を記入してください。

ふりがな			性別	
氏名			男・女	
住所	横浜市 区			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)			
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話 (自宅)	—	—	
	※FAX	—	—	
	※携帯	—	—	
自治会・町内会名				
担当する調査区番号				
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無			

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

＜国勢調査に関する調査員事務説明会について＞

9月上旬～中旬に調査員事務説明会を泉区役所会議室で開催予定です。御出席いただく際に御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日午前 ・ 平日午後 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

＜横浜市職員 (再任用職員及び会計年度任用職員を含む) として従事している方へ＞

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所 属	局・区	課
-----	-----	---

＜調査員の就任要件＞

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方 (令和7年9月1日時点)、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|--|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促
※区役所から指定された日 |

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付し、同封の封筒に封入のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 泉区役所総務課統計選挙係 電話800-2315

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを開催します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり氏 （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり氏

・パネリスト（順不同）

江守 正多氏 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美氏 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウクツトウク

GREEN × EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時：2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場：関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅1番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之氏
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催：横浜市

共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ：脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称：2027年国際園芸博覧会
テーマ：幸せを創る明日の風景
開催場所：旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間：2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス：A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区区政推進課

泉政第1405号
令和7年2月19日

各地区連合自治会町内会長様
各自治会・町内会長様

横浜市泉区長 山口 賢
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

- (1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月 令和8年2月	4円

- (2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

- (3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

- (4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

泉区区政推進課広報相談係 TEL800-2335 FAX800-2506

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：泉区区政推進課広報相談係

TEL800-2335 FAX800-2506

政策経営局広報課 広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

資料 8

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区福祉保健課

泉福第1421号
令和7年2月19日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果の報告について

雨水の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、民生委員・児童委員活動につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和4年12月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を開始し、令和6年2月の区連会にて御説明をさせていただいたところですが、その後の取組状況について御報告します。

引き続き、民生委員・児童委員活動に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

<配付物（各自治会町内会に1部）>

市連会2月定例会説明資料（令和7年2月12日 健康福祉局地域支援課）

- (1) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】
- (2) 別紙民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について
(令和7年2月現在)

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係
梅田、日比野
電話 800-2401

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。
		定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	<u>一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。</u>
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
 電 話：045-671-4046
 F A X：045-664-3622
 メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区福祉保健課

泉福第1421号
令和7年2月19日

地区連合自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）

雨水の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、福祉保健行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について、別紙資料のとおり、御依頼させていただきますので、よろしくお願いたします。

令和7年は、7月に欠員補充及び増員を行い、12月には任期満了に伴う一斉改選を行います。

なお、7月については、欠員補充及び増員が必要な場合のみとなりますので、推薦書類等は、対象の地区連合自治会町内会・単位自治会町内会に直接、送付します。

12月には、任期満了に伴う一斉改選がありますが、詳細は改めて説明させていただきます。

御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係 梅田、日比野

電話 800-2401

メール iz-unei@city.yokohama.lg.jp

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計					
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数				
		男	女		計	男		女	計	男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和7年7月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は3年に1度の一斉改選を行う年であり、12月1日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和7年 3月～4月	令和7年 6月～8月	令和7年 3月～4月	令和7年 6月～8月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山

電 話：045-671-4046

F A X：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

地区連合自治会町内会長 様

自治会町内会長 様

泉区泉土木事務所長

地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い

日頃より、市道の側溝及び水路等の清掃にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、別紙1のとおり過年度よりご協力いただいている地域土砂清掃ですが、令和7年度の実施を予定している自治会町内会につきましては、「地域土砂清掃 申込票」（別紙2）の提出をお願いします。（令和7年4月末まで）

来年度の担当者が決まっていない場合は、当面のお問い合わせ先となる方のご連絡先をお知らせください。（手続きについては別紙4参照）

また、「地域土砂清掃 回収依頼票」（別紙3）で回収の依頼を受けてから、泉土木事務所が土砂回収の手配を行います。

月曜日に回収連絡状況を土木事務所で確認した後、火曜日以降で業者手配を行いますので、忘れずにご連絡ください。

※申込みの状況により、回収が遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。

ならびに、土のう袋の収集場所を「ごみの集積場所」としている場合、ボックスやネットの中には置かず、離して置いてください。混ぜてしまうと、ごみの回収ができない場合があります。

なお、地域土砂清掃の予定がない自治会町内会は回答不要ですのでよろしく申し上げます。

《問合せ先》

泉土木事務所 下水道・公園係
地域土砂清掃担当

TEL045-800-2536 FAX 045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

過去依頼実績

R7.2.19現在

	連合名	春	秋
		自治会町内会名	自治会町内会名
1	緑園	緑園七丁目自治会	
2	新橋		新橋西自治会（ハイツ班自治会）
3		新橋上自治会（6班）	
4		新橋第一住宅自治会	
5	和泉北部		和泉三家自治会
6		ひなた山第三自治会	
7	和泉中央	和泉台谷戸町内会（3区22組）	和泉台谷戸町内会（3区22組）
8		和泉町さつき会	
9		和泉町わかば会	和泉町わかば会
10		和泉東町内会	
11		金子山自治会	
12			神田町内会
13		並木谷戸町内会	
14	下和泉	大丸北町内会	大丸北町内会
15		大丸西町内会	大丸西町内会
16		大丸東町内会	大丸東町内会
17		大丸南町内会	大丸南町内会
18		原町内会	原町内会
19		四ツ谷町内会	
20	富士見が丘	下和泉住宅自治会	
21		陣屋自治会	陣屋自治会
22	上飯田	上飯田中村町内会	上飯田中村町内会
23		上飯田南町町内会	上飯田南町町内会
24		坂の台町内会	
25		中屋敷自治会	
26	いちよう団地	いちよう団地連合自治会	いちよう団地連合自治会
27	中田	春日自治会	春日自治会
28			葛野東町内会
29		中田踊場自治会（第6組）	中田踊場自治会（第6組）
		中田踊場自治会（第12組）	中田踊場自治会（第12組）
30		中村町内会	中村町内会
31			夏刈場自治会
32		広町自治会	
33		双葉自治会	
34		山神前町内会	
35		高砂自治会	
36		しらゆり	白百合東町会
37	連合未加入		弥生台自治会

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和7年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料1参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。（資料2参照）

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
<u>補助の新設</u> 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、上限20万円 ※資料1 参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
<u>上限額引き上げ</u> 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
<u>上限額引き上げ</u> （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額700円→900円×加入世帯数</u> （※連合に対する補助率は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
<u>補助の継続</u> 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 補助率2/3、上限あり ※資料2 参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
<u>例年同</u> 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
<u>例年同</u> 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
<u>例年同</u> 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に依りて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	3月区連会 （区総務課）

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの



5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆ 1団体につき、申請は1回です。

6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>(自治会町内会管理である旨明示すること)</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>(自治会町内会管理である旨明示すること)</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定



7 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示した内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置するには「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。

地区連携構築

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人I Love つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	ウーマンネット WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区連合自治会町内会長会事務局

泉区自治会町内会区域図について（送付）

日頃から泉区政及び市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「横浜市泉区自治会町内会区域図（令和7年1月現在）」を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

泉区自治会町内会区域図は、泉区内に転入された方などへ自治会町内会の区域をお示しし、御活用いただくために作成しています。

また、「泉区連合自治会町内会長会ホームページ」からも区域図を参照できるようになっておりますので、御承知おきください。

なお、図面に現況との相違がある場合は、大変お手数ですが担当までお知らせください。

どうぞよろしく願いいたします。

【泉区連合自治会町内会長会ホームページ】

<http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会事務局

（泉区地域振興課内）

担当 千田、三浦

電話 045-800-2391

メール iz-chounaikai@city.yokohama.lg.jp

地区連合自治会町内会長 様

 泉区交通安全対策協議会会長
 横浜市泉区長 山口 賢

令和6年度泉区交通安全功労者表彰に係る被表彰者の決定について（報告）

日頃から、交通安全対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 さて、11月定例会の依頼に基づき御推薦いただきました標記の表彰候補者について、被表彰者が決定しましたので御報告いたします。

受賞された皆様には別途御案内させていただきますが、表彰式は3月10日（月）10時から泉区役所4階4ABC会議室で実施予定です。

また、地区連合自治会町内会長のみなさまは泉区交通安全対策協議会の委員に御就任いただいております。2月中旬に御案内を送付しておりますので、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

【被表彰者】

(1) 【個人】 8名 （敬称略）

	氏名	推薦団体		氏名	推薦団体
1	井上 憲行 <small>いのうえ のりゆき</small>	泉警察署	6	地島 義雄 <small>じしま よしお</small>	和泉北部連合自治会
2	加藤 幸子 <small>かとう さちこ</small>	(一社) 泉交通安全協会	7	佐藤 浩一郎 <small>さとう こういちろう</small>	緑園連合自治会
3	鈴木 英夫 <small>すずき ひでお</small>	(一社) 泉交通安全協会	8	朝来野 光璋 <small>あさくの みつあき</small>	いちよう団地連合自治会
4	中丸 研 <small>なかまる けん</small>	泉安全運転管理者会			
5	石井 晃一 <small>いしい こういち</small>	新橋連合自治会			

(2) 【団体】 3団体 （敬称略）

	団体名	代表者名	推薦団体
1	一般社団法人 泉交通安全協会 <small>いっぱんしゃだんほうじんいずみこうつうあんぜんきょうかい</small> 上飯田支部 <small>かみいだしぶ</small>	石井 勇一 <small>いしい ゆういち</small>	(一社) 泉交通安全協会
2	株式会社ハシックス	植田 友啓 <small>うえだ ともひろ</small>	泉安全運転管理者会
3	羽賀建材有限会社 <small>はがけんざい</small>	羽賀 秀一郎 <small>はが しゅういちろう</small>	新橋連合自治会

 担当：泉区地域振興課 千田・湯澤
 TEL 800-2397

令和7年2月19日
区連会説明資料
地域振興課

泉区
地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長
金子 利恵

泉スポーツセンター空調設置工事に伴う全館休館について

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
このたび、熱中症予防対策のため、泉スポーツセンター体育室に空調設備を設置しま
す。

つきましては、令和7年9月から令和8年3月まで**全館休館**となりますので、御理
解くださいますようお願いいたします。なお、詳細なスケジュール等については、業
者確定後に決定いたします。

1 工事内容（予定）

- ・第1、2体育室：空調設備の新設
- ・第3体育室：空調設備の更新

2 工事期間（予定）

令和7年9月～令和8年3月末（前後で施設内調査や点検を行います）

※休館期間は工事の進捗状況等により変更となる場合があります。

泉区役所地域振興課

担当 山下・原

電話 800-2396

(案)

令和7年2月吉日

和泉中央連合 自治会・町内会会長 各位

和泉中央地区地域福祉保健計画
活動推進委員会 委員長 相澤 由佳里

第5期 和泉中央地区地域福祉保健計画検討会への出席について（依頼）

春寒の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、和泉中央地区の地域づくりの推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第4期和泉中央地区地域福祉保健計画は令和7年度を最終年度とし、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定年度を迎えます。

広く地域の皆様のご意見をいただき、新たな計画に反映していくため検討会を開催いたします。

御多忙の折、誠に恐れ入りますが御出席くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時

令和7年6月22日(日) 午前11時（定例会終了後）から午後0時まで

2 会 場

泉中央公園集会所

3 内 容

- (1) 第4期和泉中央地区地域福祉保健計画の振り返り
- (2) 第5期和泉中央地区地域福祉保健計画に盛り込みたいこと

4 依頼事項

当日、ご都合がつかない場合には団体から代理の方のご出席をお願いいたします。
代理出席の方（お名前とご所属をお知らせください。）と御欠席をされる方につきましても、お手数ですが、令和7年6月6日(金)までに下記の間合せ先まで御連絡いただければ幸いです。

【問合せ】 泉区福祉保健センター 和泉中央地区地域支援チーム
大井、小川

電話：045-800-2433 FAX：045-800-2516

